

告 示

埼玉県告示第九百七十五号

測量計画機関である新座市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十七年八月二十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 測量計画機関

新座市

二 作業種類

公共測量（四級基準点測量、路線測量）

三 作業地域

埼玉県新座市大和田二丁目、三丁目地内

四 作業期間

平成二十七年八月二十七日から平成二十八年三月二十五日まで